

悪質な業者に業務停止命令 学力判断テストの役務と学習教材の訪問販売に注意喚起！

消費者庁は特定商取引法及び消費者安全法に違反する勧誘行為を行ったとして、中学生向けの学習教材の訪問販売を行っている事業者に対して、6ヶ月間の業務停止命令処分を行いました。これから新学期に向けて、お子様の学力状況や入試対策のために、動揺させるような言動などをしながら、契約を結ばせようとする事業者が訪問販売契約を行うことがあるかもしれません。皆さん、安易に自宅への訪問を許さないように注意しましょう。

【違反に該当する行為の確認】

まず、安価な学力テストの受験申し込みをさせた上で、その後学力診断テストの結果、アドバイスを提供するために再度訪問し、高額（概ね40万～100万円）の学習教材を購入させようという一連の勧誘の中で、3時間を超える長時間で深夜までかかるほど滞在し、消費者は契約しないと意思表示をしたり退去を求めたりしたにもかかわらず、その場に同席させた子を動揺させる言動をしながら、執拗な勧誘をし続け、帰ってもらうために契約するしかない心境に追い込むような勧誘をしていました。

このような訪問販売では、特定商取引法や消費者契約法において、迷惑勧誘、威迫して困惑させる行為は禁止されています。また、締結しない旨の意思表示をしているにも関わらず引き続き勧誘（再勧誘）を行うことも禁止です。事業者は勧誘目的（教材の販売）を明らかにする義務に違反（勧誘目的の不明示）、契約書面の交付義務違反（書類の記載不備）にも該当していました。

消費者へのアドバイス

- 安価な学力診断テスト、学習アドバイスなどの名目で自宅への訪問を許すと、退去を求めても居座られたり、高額な商品売りつけられるリスクがあることを十分理解して、安易に自宅への訪問を許さないように気をつけましょう。
- 従業員から、契約をするしかないという心境に追い込むようなしつこい勧誘を受けても、契約したくない時は、あきらめずに断り続けることが重要です。
- 学力テスト代など3,000円未満でその場で現金で支払っても、テスト問題と解答用紙を受領したのみである場合などは、当該契約をクーリング・オフできる場合があります。
- 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、消費生活センターに相談しましょう。

違反行為を認定した事業者

U-werk ホールディング(株) (ユーウェルク)	東京都渋谷区桜丘町 26-1 セルリアンタワー 15F
(株)ワズウェイ	大阪市港区弁天 1-2-30
(株)エデュカルモチベーションズ	長野県松本市中央1丁目 8-11
(株)Mind Rise (マインドライズ)	千葉県柏市柏 4-5-10
(株)エフェクトプラン	さいたま市北区宮原町 2-38-12
(株)shine プロ (シャインプロ)	埼玉県上尾市上町 1-4-1

[令和3年2月 消費者庁 公表]

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎^{いやや}188